

津山市空家等対策計画【中間見直し】(案)に対するパブリックコメントの実施結果

■募集期間：令和3年2月1日(月)～令和3年3月1日(月)

■意見提出者数：1団体

■意見提出件数：8件

No.	章	項目	頁	ご意見の概要	市の考え方
1	4	5 計画の進行管理と目標の設定	49	特定空家等認定累計件数と特定空家等除却累計件数の目標値の変更に説明が不足している。	ご指摘のとおり、注釈がわかりにくい部分がありますので補足を行います。
2		全般		<p>【中間見直し】(案)には、令和7年度目標の一部改訂はあるが、この3年間の活動の具体的な実績と検証結果が読み取れない。計画見直しに当たって、以下5点の記述が望まれる。</p> <p>1)「空家の管理の促進」の具体的事例と課題は？その対応策は？</p>	<p>本計画は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対する措置方針や空家等の利活用の方針を盛り込んだものとなっており、具体的事例は、掲載していませんのでご理解ください。</p> <p>課題については、「第2章 6 空家等の課題」(28頁)に記載しています。</p> <p>その対応策は、「第3章 4 所有者による空家等の適正な管理の促進」(30頁)に記載しているほか、法令に則した対応をしています。</p>
3		全般		2)「空家等及び除去跡地の活用促進」の具体的事例と課題は？その対応策は？	<p>具体的事例については、No.2と同様です。</p> <p>課題及びその対応策については、「第3章 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進」(31頁)及び、「第4章 4 各種計画及び関連施策による空家等の活用(8)環境保全対策による活用」(47頁)に記載しています。</p>
4		全般		3)「特定空家等に関する措置」の課題と対応策は？ 「措置法が目指した行政代執行、略式代執行」の事例；それぞれの件数と内容を開示いただきたい。	<p>課題については、「第2章 6 空家等の課題」(28頁)に記載しております。</p> <p>対応策については、「第3章 6 特定空家等に対する措置」(32頁)に記載しております。</p> <p>また、行政代執行、略式代執行は行っていません。</p>

No.	章	項目	頁	ご意見の概要	市の考え方
5		全般		4) 「市民からの相談」の事例とそれへの対応は？ 「住民の相談、市の対応状況および安全管理上に必要情報は適宜町内会等に提供」の事例は？	具体的事例については、No. 2 と同様です。 危険な空家を解消するためには、状況を把握されている地域の皆様や、町内会等との協力は不可欠であり、情報共有を図りながら連携して取り組んでいきます。
6		全般		5) 他自治体の事例* <sup>2)</sup> と比較し、進んでいる点/改善を要する点は？ 具体的事例は、Do（実行）の結果であり、その中の課題の発見がCheck（点検・評価）となる。結果として、施策の追加・改善というActionに繋がるはずである。本見直し案の問題点は、実行の結果と課題抽出に基づいた施策に関する「第3章；空家等対策に関する基本的事項および方針」の追加・改訂から、「第4章；具体的な空家等施策」に及んでいないことである。	今回の見直しは、PDCAサイクルによる継続的な評価検証の仕組みを活用し、成果指標と目標値を修正しています。 また、第3章、第4章の施策についても現状に即した見直しを行っておりますのでご確認ください。 なお、他自治体の先進事例は、情報を収集し、今後の計画推進の参考としていきます。
7		全般		提言1 住居バンクへの生前登録、メリハリのある対策が必要	住居バンクの生前登録については、貴重なご意見として承ります。 また、メリハリのある対策については、空家等対策計画と第5次総合計画及び市の関連した各種計画との整合をとり、関係部署と連携をとりながら取り組んでまいります。
8		全般		提言2 地域で危険度評価して絞込み	危険な空き家については、地域による評価や危険度を設けておらず、国の「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」を基に作成した「特定空家等認定基準等」に基づき判断をしており、今後も同様の対応をしてまいります。